

# カトリック桂教会小教区評議会規約

## 1 設置目的

カトリック桂教会において、教会共同体が信仰と共に分かち合いながら、「奉仕する福音宣教共同体」の形成に向けて日々心を新たにして自己刷新し、「社会と共に歩む教会」として地域社会と連携していくことをめざすために、カトリック桂教会小教区評議会（以下、小教区評議会と略す）を設置し、福音宣教のために推進している「共同宣教司牧」に資する。

## 2 主 宰

小教区評議会は、京都教区司教から任命されたブロック担当司祭団が主宰する。場合によって、司教から任命された修道者がこれに含まれる。

## 3 組 織

### ① 役員

小教区の運営・調整のために、男女で構成する3名～4名の役員を置く。

#### (任務)

役員は次の任務を行う。

- a 小教区全体の運営・調整
- b 小教区評議会の会合の準備、議事運営、記録等
- c 小教区の代表としてブロック会議や地区協議会へ出席
- d 信徒管理に関する司祭が行う教会事務の補佐
- e ブロック担当司祭団と共に、小教区における『共同宣教司牧』のチームを形成

#### (任期)

役員は任期を原則的に2年とし、連続2期にわたる再選を行わない。

#### (選出・任命)

役員の選出は、クリスマスの頃に、役員の半数程度を1年ごとに改選することによる。

次期役員候補者を20歳以上の信徒の中から推薦し、推薦されたことに同意のあった者を対象に、信徒による参考投票を実施する。ブロック担当司祭団は、参考投票の結果を尊重して次期役員を任命する。

### ② 担当部会

小教区の活動の推進のために、以下の担当部会を設置する。

#### (全員参加の原則)

部会活動は、奉仕する福音宣教共同体をめざすために、信徒全員が何らかの役割を担い、いずれかの部会に属することを原則とする。部会への自発的な所属を求めるため に、信徒への公募を行う。

#### (設置する部会と主な役割)

- a 教育部

- b 典礼部
- c 広報部
- d 施設管理部
- e 財務部

各部会の主な役割は、別に定めて公示する。

(代表責任者)

各部会においては、代表責任者として部長・副部長各1名を選出して役員に報告する。それぞれ任期は1年とし、再任を妨げない。

(財務部奉仕者に関する特例)

財務部奉仕者メンバーについては、業務の性質上、奉仕を希望した者の選任について ブロック担当司祭団と役員が事前協議し、司祭団が指名する。

③ 会計監査

小教区財務を適正に運営するために会計監査2名を置く。

(任務)

会計監査は次の任務を行う。

- a 年1回、教区への財務報告に先だって行う会計監査（定期会計監査）
- b 必要な場合に行う臨時会計監査
- c 監査結果の小教区評議会への報告、および小教区評議会への意見具申

(選出・委託)

会計監査は、ブロック担当司祭団と役員が事前協議し、司祭団が指名する。任期は1年とし、再任を妨げない。

4 小教区評議会

小教区の運営活動全般に関する事柄について審議・決定するために、以下に定める評議員による小教区評議会を、ブロック担当司祭団は原則として月1回招集する。必要に応じて、臨時の評議会を招集することができる。

(評議員)

小教区評議会の評議員は、次の者で構成する。

- a 役員
- b 各担当部の代表者

ただし、必要に応じて、司祭団の承認を経て、臨時に上記以外の者を評議員とすることができる。

(主な審議事項)

- a 小教区の宣教司牧に関する基本方針（長期、短期）の作成。
- b 宣教司牧方針に基づく年間行事の決定。
- c 予算と決算の承認、および予算外の支出の承認。
- d 各種部会・任意団体・グループ等の設置や改変。
- e 「小教区評議会規約」の変更。
- f ホール等使用の承認。

g その他の重要事項。  
(審議内容の決定と承認)

審議による決定事項は、ブロック担当司祭団の承認を経て実行する。

## 5 小教区総会

司祭団が承認した事項の全信徒への周知や、全信徒が小教区運営について自由に意見を述べる機会を設定するために、ブロック担当司祭団は必要に応じて小教区総会を招集することができる。

## 6 教区単位の役割等への援助

カトリック教会の公的な取り組み活動として教区単位の役割等に携わっている委員の活動については、それらが小教区の活動となるよう役員は助言・支援し、小教区評議会との連携を図る。

## 7 信徒による任意の活動

小教区内での、信徒による福音宣教推進のための任意の活動を行うことができる。それらを小教区の活動とするために、責任者を定め、活動方針や活動結果等をその都度小教区評議会に計らなければならない。活動の推進については、メンバーの責任による自主活動として取り組む。

## 8 福音宣教推進のための自由な分かち合い

福音宣教推進のために行われる信徒の自由な分かち合いについては、これを尊重しなければならない。小教区評議会は、それらが積極的に行われるよう支援する。

付 則 本規約の制定、変更は、教区司教による認可を得て発効する。

付 記 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日 発効 2008年1月1日

+ ハウリ 大塚喜直



(別表) 担当部会の主な役割

a 教育部

子ども・青年の信仰教育（教会学校担当・青少年活動）  
信徒養成への協力（聖書勉強会、信徒生涯学習、黙想会など）

b 典礼部

教会典礼を円滑に行うための準備  
聖体奉仕者・集会司式者の活動調整および育成  
ミサや秘跡生活のための典礼奉仕グループの調整および育成  
信徒養成への協力（聖書勉強会、信徒生涯学習、黙想会など）  
冠婚葬祭の連絡・担当

c 広報部

教会広報誌・公式ホームページの編集  
教会の資料保管  
小教区評議会における決定事項の広報  
信徒への広報案内

d 施設管理部

敷地内の建物・施設等の管理及び整備  
備品購入・管理  
清掃の計画・手配

e 財務部

小教区の財務管理全般に関すること  
教会維持費や献金等の集計、及び各種支出金に関する出納業務